

ダイオキシン類

事業者の自主測定に係る結果

ア ダイオキシン類に係る排出基準等

(ア) 排出ガスに係る特定施設及び大気排出基準

表1 排出ガスに係る特定施設およびダイオキシン類の大気排出基準 (単位: ng-TEQ / m³N)

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設の基準 (H12. 1. 15 以降設置等)	既存施設の基準 (H12. 1. 14 以前設置)
廃棄物焼却炉 焼却能力 50kg/時以上 又は火床面積 0.5m ² 以上	4t / 時 以上	0.1	1
	2t / 時 ~ 4t / 時	1	5
	2t / 時 未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

(注) 大気汚染防止法の規定に基づき、平成9年12月2日以降に新たに設置された施設に係る指定物質抑制基準(平成9年環境庁告示第26号)が既に適用されている施設については、新設施設の排出基準が適用される。

(イ) 排出水に係る特定施設及び水質排出基準

表2 排出水に係る特定施設およびダイオキシン類の水質排出基準 (単位: pg-TEQ / L)

特定施設の種類	水質排出基準
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するもの)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設 10 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設 11 ジオキサンバイオレットの製造に係るニトロ化誘導体分離・洗浄施設、還元誘導体分離・洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 13 亜鉛の回収(製鋼用電気炉の集じん機で集めたばいじんからの回収)に係る精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設 15 廃棄物焼却炉(表3-1-7に該当するもの)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの 16 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 18 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 19 上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

※廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準は、最終処分場の維持管理の基準を定める命令により 10pg-TEQ/L と規定。

(ウ) 廃棄物焼却炉である特定施設に係るばいじん等に含まれる量の基準

表3 廃棄物焼却炉である特定施設に係るばいじん等の処理の基準

種類	ダイオキシン類の量の基準
ばいじん等	3 ng-TEQ / g

※既設施設(平成12年1月14日以前に設置)のばいじん等については、省令で定められた方法により処分を行う限り適用されない。

イ 事業者による自主測定結果

(ア) 測定の概要

a 測定物質

- (a) ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)
- (b) ポリ塩化ジベンゾーフラン(PCDF)
- (c) コプラナーPCB

b 測定期間

令和5年4月～令和6年3月(年1回以上)

(イ) 自主測定結果の概要

a 大気基準適用施設における排出ガスのダイオキシン類測定結果

大気基準が適用される24施設のうち、休止中の4施設及び未稼働1施設を除く19施設から排出ガスに係る報告があった。排出ガスについては全ての測定で排出基準に適合していた。

表4 大気基準適用施設における排出ガスのダイオキシン類測定結果

特定施設の種類	事業場数	報告事業場数	施設数	報告施設数	測定結果 (単位: ng-TEQ/m ³ N)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉 計	11	9	23	18	0～1.4
	焼却能力 4t/時 以上	-	-	9	9	0～0.0034
	2t/時～4t/時	-	-	5	3	0
	2t/時 未満	-	-	9	6	0～1.4
製鋼用電気炉		1	1	1	0.000042～0.00041	0
合 計		12	10	24	19	0～1.4
						0

b 水質基準適用事業場における排出水のダイオキシン類測定結果

水質基準が適用される3事業場について報告があった。排出水については、全ての施設において、排出基準に適合していた。

表5 水質基準適用施設における排出水のダイオキシン類測定結果

特定施設の種類	事業場数	報告事業場数	放流口数	報告数	測定結果 (単位: pg-TEQ / L)	基準不適合数
下水道終末処理施設	3	3	4	4	0.00078～0.00097	0

※水質排出基準 10 pg-TEQ/L

c 廃棄物焼却炉に係るばいじん等のダイオキシン類測定結果

廃棄物焼却炉23施設のうち、休止中の4施設及び未稼働1施設を除く18施設からばいじん等に係る報告があった。なお、廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類については、排出基準はないが、ばいじん等の処分を行う場合に基準が適用される。

表6 廃棄物焼却炉に係るばいじん等のダイオキシン類測定結果

種類	事業場数	報告事業場数	施設数	報告対象数	報告数	測定結果 (単位: ng-TEQ / g)
ばいじん等	11	9	23	23	18	0～1.0